

# I 条例、規則、要綱等

# 1 えびの市防災会議条例

昭和 42 年 3 月 えびの町条例第 16 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、えびの市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) えびの市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者について、市長が任命又は委嘱する。
  - (1) 指定行政機関の職員 3 人以内
  - (2) 自衛隊の職員 1 人
  - (3) 宮崎県の知事の部内の職員 3 人以内
  - (4) 宮崎県警察の警察官 1 人
  - (5) 市の職員 10 人以内
  - (6) 教育長
  - (7) 消防団長及び西諸広域行政事務組合えびの消防署署長
  - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員 5 人以内
  - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者 若干名
  - (10) その他市長が必要と認める者 若干名
- 6 第 5 項第 8 号から第 10 号までの委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、宮崎県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則 (省 略)

## 2 えびの市災害対策本部条例

昭和 42 年 3 月 えびの町条例第 17 号

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、えびの市災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長定める。

附 則 (省 略)

### 3 えびの市災害対策本部規程

昭和 42 年 5 月 えびの町訓令第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、えびの市災害対策本部条例(昭和 42 年えびの町条例第 17 号)第 4 条の規定に基づき、災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(副本部長)

第 2 条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副市長及び教育長をもって充てる。

(本部長の職務代行)

第 3 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)及び副本部長に事故があるときは、防災監がその職務を行う。

(本部員)

第 4 条 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、別表第 1 に掲げる防災監、部長及び副部長をもって充てる。

(組織)

第 5 条 本部に別表第 1 に掲げる防災監、部及び班を置く。

2 部に部長及び副部長、班に班長及び一部の班に副班長、及び班員を置く。

3 防災監、部長、副部長、班長及び副班長は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

4 班員は、市職員のうちからあらかじめ市長が指名した者をもって充てる。

(防災監等の職務)

第 6 条 防災監は、本部長の命を受け、防災監の事務を掌理する。

2 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

3 副部長は、部長を助け部長に事故があるときはその職務を行う。

4 班長は、部長の命を受け班の事務を掌理する。

5 副班長は、班長を助け、班長に事故があるときは、その職務を行う。

6 班員は、班の事務を処理する。

(防災監等の事務分掌)

第 7 条 防災監、部及び班の事務分掌は、別表第 2 に掲げるとおりとする。

(本部会議)

第8条 本部に本部会議を置く。

- 2 本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成し、災害予防、災害応急対策その他災害に関する重要事項について協議する。
- 3 本部会議は、必要の都度本部長が招集する。
- 4 本部長は、本部会議の議長となる。

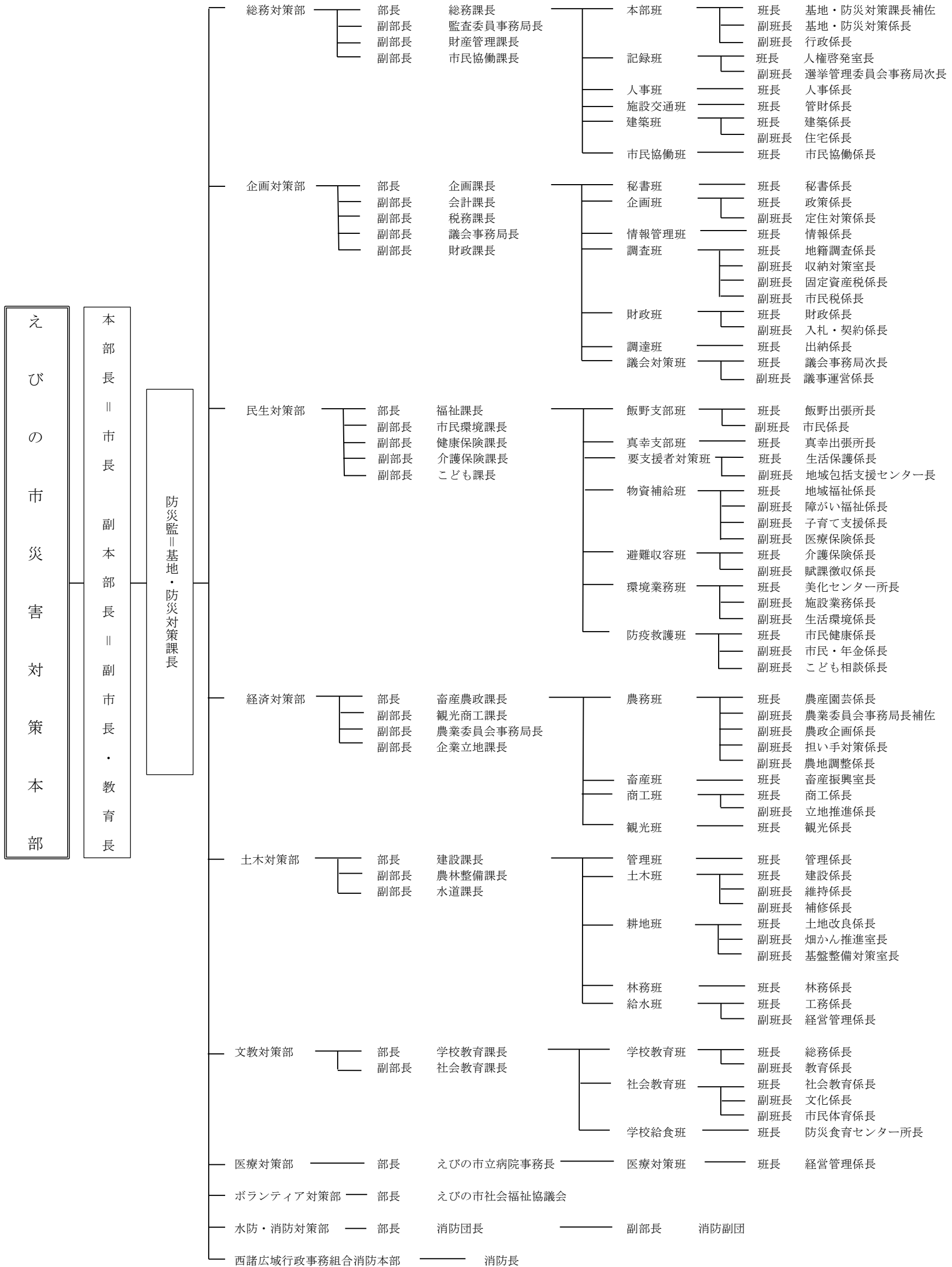
(事務の優先)

第9条 災害予防及び災害応急対策の実施に関する事務は、他のすべての事務に優先して行うものとする。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則 (省 略)



えびの市災害対策本部組織図(第4条・第5条関係)

別表第2

部 等		分 掌 事 務
防災監		1 本部長、副本部長との連絡調整に関する事。 2 各対策部との連絡調整に関する事。 3 災害対策本部の設置及び廃止に関する事。 4 避難の指示等の判断に関する事。 5 国・県災害対策本部との連絡調整に関する事。 6 自衛隊の災害派遣に関する事。 7 本部会議に関する事。
部名	班 名	分 掌 事 務
総 務 対 策 部	本部班	1 本部の庶務に関する事。 2 総務対策部に係る施設等の被害報告に関する事。 3 臨時市民相談所の開設に伴う関係機関との調整に関する事。 4 被害状況の収集及び報告（県・防災関係機関）に関する事。 5 避難の指示等の伝達に関する事。 6 気象情報等の把握及び伝達に関する事。 7 防災関係機関との連絡調整に関する事。 8 非常無線通信に関する事。 9 自主防災組織の防災活動支援に関する事。
	記録班	1 災害記録の編集及び保存に関する事。 2 災害情報の集約に関する事。
	人事班	1 各対策部間の応援動員に関する事。 2 職員の勤務及び給食ならびに被災職員の調査に関する事。 3 職員の公務災害補償等に関する事。 4 国及び他の地方公共団体職員の派遣要請に関する事。 5 他機関の応援職員の給食及び衛生管理に関する事。 6 総務対策部記録班の応援に関する事。
	施設交通班	1 本部に必要な施設の整備に関する事。 2 市有財産（財産管理課所管）の被害状況調査、応急対策及び復旧に関する事。 3 災害時の車両の確保及び配車・輸送に関する事。 4 災害用電話の確保及び臨時電話の設置に関する事。 5 来庁者に対する避難誘導に関する事。 6 本庁庁舎内外の警備に関する事。
	建築班	1 市営住宅の被害調査、応急対策及び復旧に関する事。 2 市有施設（建築物）の応急対策及び復旧に関する事。 3 応急仮設住宅の建設に関する事。 4 罹災者の市営住宅への入居に関する事。 5 家屋の相談に関する事。 6 災害救助法に係る二次調査に関する事。 7 被災宅地危険度判定に関する事。 8 被災建築物応急危険度判定に関する事。
	市民協働班	1 自主防災組織（自治会長）との連絡調整（情報収集・伝達）に関する事。 2 地域の被害情報等について関係課への情報伝達に関する事。 3 地区コミュニティセンター等の被害調査、応急対策及び復旧に関する事。 4 災害時におけるボランティアの受入れ・調整に関する事。 5 ボランティア対策部との連絡調整に関する事。 6 災害初動時における部外及び部内の応援に関する事。



部名	班名	分掌事務
企画 対策 部	秘書班	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2 災害視察者及び見舞い者の接遇に関する事。 3 その他、本部長の特命に関する事。
	企画班	1 企画対策部に係る施設等の被害報告に関する事。 2 災害応急対策の企画に関する事。 3 電気・通信機関及び交通機関との連絡調整（被害情報・復旧情報など）に関する事。 4 報道機関に対する情報提供、協力要請及びその他の連絡に関する事。 5 復興計画に関する事。 6 政府、国会、県等への要望、陳情等に関する事。
	情報管理班	1 住民情報システムの保護、点検及び稼働に関する事。 2 災害対策に必要な情報システムの確保・設定に関する事。 3 防災情報、避難情報などの広報（HP・FB）に関する事。
	調査班	1 住宅の被害調査に関する事。 2 被災家屋及び土地台帳の調査に関する事。 3 罹災者に対する市税措置に関する事。 4 罹災証明書の発行に関する事。
	財政班	1 災害対策の緊急予算及び資金調達に関する事。 2 災害関係経費の収支に関する事。
	調達班	1 義援金品の受付、受領及び一時保管に関する事。 2 指定金融機関等の稼働状況の把握・調整に関する事。
	議会対策班	1 市議会、議員に対する情報共有に関する事。
民生 対策 部	飯野支部班	1 本部及び各対策部との連絡調整に関する事。 2 本部からの指示された事項
	真幸支部班	1 本部及び各対策部との連絡調整に関する事。 2 本部からの指示された事項
	要支援者対策班	1 一人暮らしの高齢者、寝たきりの者、認知症のある者、障がい者等の世帯で援護を必要とする者の移住状況の把握及び避難誘導並びに介助支援に関する事。 2 要配慮者世帯の被害状況調査及び救助対策に関する事。 3 災害救助法の適用に伴う諸関係手続き、処理等に関する事。 4 死体の収容及び埋火葬に関する事。
	物資補給班	1 民生対策部に係る施設等の被害報告に関する事。 2 社会福祉施設等の被害報告に関する事。 3 被災者に対する炊き出しに関する事。 4 緊急食糧及び生活必需品等（救助物資）の受付・配分に関する事。 5 日本赤十字社との連絡調整に関する事。 6 物資の保管及び義援金品の配分に関する事。 7 災害見舞金品の支給に関する事。

部名	班名	分掌事務
民生対策部	避難収容班	1 避難所の開設及び管理運営に関すること。 2 被災者の収容及び介助に関すること。 3 本部との連絡に関すること。
	環境業務班	1 応急仮設トイレの設置及びし尿の処置に関すること。 2 被災地及び避難所の廃棄物の収集運搬及び処分に関すること。
	防疫救護班	1 被災地、避難所等の防疫に関すること。 2 救護班の編成及び救護所の設置運営に関すること。 3 西諸医師会など医療機関との連絡調整に関すること。 4 妊産婦の対応に関すること。 5 救急医薬品、衛生資器材等の確保及び配分に関すること。 6 被災地域及び避難所等における伝染病の予防及び調査に関すること。 7 被災者の健康相談・訪問に関すること。 8 人的被害の調査及び死亡者の確認に関すること。
経済対策部	農務班	1 経済対策部に係る施設等の被害報告に関すること。 2 農産物の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 3 水産物及び養殖施設等の被害調査に関すること。 4 被災農家等の経営指導及び金融措置に関すること。
	畜産班	1 家畜の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 2 家畜の防疫に関すること。
	商工班	1 商工業施設の被害調査及び災害対策に関すること。 2 被災商工業者に対する金融措置並びに経営指導及び相談に関すること。 3 災害に関連した失業者の対策に関すること。
	観光班	1 観光施設の被害調査及び災害対策に関すること。
土木対策部	管理班	1 土木対策部に係る施設等の被害報告に関すること。 2 雨量及び水位の情報収集に関すること。 3 応急対策資機材等の調達、確保に関すること。
	土木班	1 道路、橋梁、公園、緑地、河川、堤防、砂防、街路樹等の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 2 応急対策に必要な作業員の確保に関すること。
	耕地班	1 農地及び農業用施設の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。
	林務班	1 林産物の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 2 山林、林道、林道施設の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 3 市有財産（農林整備課所管）の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。
	給水班	1 給水施設の応急対策及び給水に関すること。 2 水道施設の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 3 簡易水道の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 4 水道応急資機材の調達及び確保に関すること。

部名	班名	分掌事務
文教対策部	学校教育班	1 教職員の動員に関する事。 2 児童生徒の事故処理及び避難誘導に関する事。 3 学校施設等の被害調査、応急対策及び復旧に関する事。 4 教育備品の被害調査及び復旧措置に関する事。 5 被災学校の保健衛生に関する事。 6 通学路の被害調査に関する事。 7 被災学校の応急教育に関する事。 8 被災児童生徒の教科書、学用品等の被害調査及び調達あっせんに関する事。 9 教職員住宅の被害調査及び復旧に関する事。
	社会教育班	1 施設利用者の避難誘導に関する事。 2 社会教育施設等の被害調査、応急対策及び復旧に関する事。 3 文化財等の被害調査、応急対策及び復旧に関する事。 4 体育施設の被害調査、応急対策及び復旧に関する事。
	学校給食班	1 災害時の学校給食に関する事。 2 大規模災害の被災者に対する炊き出しに関する事（施設提供）。 3 防災食育センターの被害調査、応急対策及び復旧に関する事。
医療対策部	医療対策班 (えびの市立病院)	1 民生対策部防疫救護班との連絡調整及び連携に関する事。 2 救急医療に関する事。 3 市立病院の被害調査、応急対策及び復旧に関する事。 4 外来及び入院患者の避難誘導に関する事。 5 災害時の医療支援・連携に関する事。
ボランティア対策部 (社会福祉協議会)		1 ボランティア団体への協力要請受け入れに関する事。 2 総務対策部市民協働班との連絡調整に関する事。
水防・消防対策部 (えびの市消防団)		1 総務対策部本部班との連絡調整に関する事。 2 団員の招集、警戒警備及び配置に関する事。 3 地域住民の避難誘導及び被災者の救助並びに人身の保護に関する事。 4 財産の保護に関する事。 5 その他、水防、消防に関する事。
西諸広域行政事務組合 消防本部		1 災害発生時の救急・救助に関する事。 2 防災ヘリ・ドクターヘリの要請等連絡調整に関する事。 3 被害状況の情報収集に関する事。 4 住民の避難誘導及び保護に関する事。 5 応急救護所の設置運営に関する事。

※ 各対策部の班員であっても、対策部（副）長の指示により別の班での活動をする場合もある。

※ 班に属さない職員にあつては、各対策部（副）長の指示により行動すること。

## 4 えびの市消防団の設置等に関する条例

昭和 42 年 3 月 えびの町条例第 14 号

(趣旨)

第 1 条 消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 18 条第 1 項に規定する消防団の設置、名称及び区域については、この条例の定めるところによる。

(消防団の設置、名称及び区域)

第 2 条 法第 9 条第 3 号の規定に基づき、消防団を設置する。

2 前項の消防団の名称及び区域は、次のとおりとする。

名称	区域	
えびの市消防団	第 1 分団	大字原田、杉水流、大河平、坂元、前田、大明司、今西、池島、上江、末永の区域
	第 2 分団	大字小田、栗下、東長江浦、西長江浦、灰塚、永山、湯田、西郷、東川北、榎田の区域
	第 3 分団	大字水流、昌明寺、内豎、岡松、亀沢、柳水流、向江、浦、島内、西川北の区域

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (省 略)

## 5 えびの市消防団規則

昭和 42 年 5 月 えびの町規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)及びえびの市消防団の設置等に関する条例(昭和 42 年えびの町条例第 14 号)第 3 条の規定に基づき、えびの市消防団(以下「消防団」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 消防団に団本部(以下「本部」という。)及び分団等を置く。

- 2 分団に部を置き、部には必要に応じ班を置く。
- 3 分団の担当区域は、別に定める。
- 4 本部に本部付部を置く。

(階級及び定数)

第 2 条の 2 消防団の階級及び定数は、次のとおりとする。

- (1) 消防団長 1 人
- (2) 副団長 2 人
- (3) 分団長 3 人
- (4) 副分団長 3 人
- (5) 部長 33 人
- (6) 班長 99 人
- (7) その他の団員 209 人

(本部及び職務代理)

第 3 条 本部に団長、副団長及び本部付部長を置く。

- 2 団長は消防団の事務を統轄し、消防団員を指揮監督する。
- 3 副団長は、団長を補佐し、団長に事故があるときは副団長が、団長及び副団長ともに事故ある時は団長の定める順序に従い分団長、副分団長又は部長が団長の職務を行う。ただし、団長が死亡、罷免、退職又は心身の故障によってその職務を行うことのできない場合を除いては、副団長、分団長、副分団長、部長及び班長の任免を行うことはできない。
- 4 本部付部長は、上司の命を受けて所属団員を指揮監督する。

(分団及び部)

第 3 条の 2 分団に分団長及び副分団長を、部に部長、班長及び団員を置く。

- 2 分団長は、上司の命を受け分団の事務を掌理し、所属団員を指揮監督する。
- 3 副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故ある時は、その職務を代理する。
- 4 部長、班長及び団員は、上司の命を受け分担事務を処理する。

(任期)

第4条 団長、副団長、分団長、副分団長、部長及び班長の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

(分限、懲戒の手続)

第5条 えびの市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和42年えびの町条例第15号。以下「条例」という。)第7条に規定する分限及び懲戒の処分に関する手続きについては次のとおりとする。

- 2 任命権者は、条例第5条第1項第2号の規定により団員を降任し、又は免職する場合においては、医師を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。
- 3 条例第5条第1項の規定による団員の意に反する降任又は免職若しくは条例第6条第1項の規定による戒告、停職又は免職の処分は、その旨を記載した書面を当該団員に交付して行わなければならない。

(宣誓)

第6条 団員は、その任命後次の宣誓書に署名しなければならない。

(水火災その他の災害出場)

第7条 消防車が火災現場に赴くときは、交通法規の定める走行速度に従うとともに正当な交通を維持するためにサイレンを用いるものとする。ただし、引揚げの場合の警戒信号は、鐘又は警笛のみに限られるものとする。

第8条 出火出場又は引揚げの場合に消防車に乗車する責任者は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 責任者は、機関担当者の隣席に乗車しなければならない。
- (2) 病院・学校・劇場の前を通過するときは、事故を防止する警戒信号を用いなければならない。
- (3) 団員並びに消防職員以外は、消防車に乗車させてはならない。
- (4) 消防車は1例縦隊で安全を保って走行しなければならない。
- (5) 前進消防車の追越信号のある場合のほかは、走行中追越してはならない。

第9条 消防団は、市長の許可を得ないで市の区域外の水火災、その他の災害現場に出場してはならない。ただし、出場の際は、管轄区域内であると認められたにもかかわらず、現場に近づくに従って管轄区域外と判明したときはこの限りでない。

(消火及び水防等の活動)

第 10 条 水火災その他の災害の現場に到着した消防団は、設備・機械器具及び資材を最高度に活用して生命身体及び財産の救護に当たり、損害を最少限度に止めて水火災の防ぎよ及び鎮圧に努めなければならない。

第 11 条 消防団が水火災その他の災害現場に出場した場合は、次に掲げる事項を遵守し又は留意しなければならない。

- (1) 消防団長の指揮の下に行動しなければならない。
- (2) 消防団長は市長の所轄の下に行動しなければならない。
- (3) 分団は相互に連絡協議し、火災の損害を最少限度に止めなければならない。

第 12 条 水火災その他の災害現場において死体を発見したときは、責任者は市長に報告するとともに、警察職員又は、検屍員が到着するまでその現場を保存しなければならない。

第 13 条 放火の疑いがある場合は、責任者は次の処置を講じなければならない。

- (1) 直ちに市長及び警察職員に通報すること。
- (2) 現場保存に努めること。
- (3) 事件は慎重に取扱うとともに公表は差し控えること。

(文書簿冊)

第 14 条 消防団には次の文書簿冊を備え、常にこれを整理しておかななければならない。

- (1) 団員の名簿
- (2) 沿革誌
- (3) 日誌
- (4) 設備資材台帳
- (5) 区域内全図
- (6) 地理水利要覧
- (7) 金銭出納簿
- (8) 報酬受払簿
- (9) 給与品・貸与品台帳
- (10) 諸令達簿
- (11) 消防法規例規綴
- (12) 雑書綴

(教養及訓練)

第 15 条 団長は、団員の品位の養成及び実地に役立つ技能の練磨に努め、定期的に訓練を行わなければならない。

(表彰)

第 16 条 市長は、消防団又は団員がその任務遂行に当たって功労特に抜群である場合は、これを表彰するものとする。

2 前項の場合、団員については団長が表彰を行うことができる。

第 17 条 前条の表彰は、次の 2 種とする。

(1) 賞詞

(2) 賞状

第 18 条 賞詞は消防団員として功労があると認められる者に対して、これを授与し、賞状は消防職務遂行上著しい業績があると認められる分団又は部に対してこれを授与する。

第 19 条 市長は、次に掲げる事項について功労があると認められる者又は団体に対して、感謝状を授与することができる。

(1) 水火災の予防又は鎮圧

(2) 消防施設強化拡充についての協力

(3) 水火災現場における人命救助

(4) 火災その他の災害時における警戒防ぎよ及び救助に関し、消防団に対してなした協力

(5) その他市長が適当と認めた者又は団体

(服制)

第 20 条 消防団の服制については、総務省消防庁の定める準則による。

附 則 (省 略)



## 6 えびの市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

昭和 42 年 3 月 えびの町条例第 15 号

(通則)

第 1 条 非常勤の消防団員(以下「団員」という。)の定員、任免、給与、服務等については、この条例の定めるところによる。

(定員)

第 2 条 団員の定数は、350 人とする。

(任命)

第 3 条 消防団長(以下「団長」という。)は市長が、その他の団員は団長が、次の各号の資格を有する者のうちから、市長の承認を得て任命する。

- (1) 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者
- (2) 年齢 18 歳以上の者
- (3) 志操堅固で、かつ、身体強健な者

(欠格条項)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 第 6 条の規定により、免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (4) 6 月以上の長期にわたり、居住地を離れて生活することを常とする者

(分限)

第 5 条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれにたえない場合
- (3) 前 2 号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合
- (4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

2 団員は次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

- (1) 前条第 3 号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 当該消防団の区域外に転住し又は転勤したとき。

(懲戒)

第 6 条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、停職又は免職することができる。

- (1) 消防に関する法令並びに条例又は規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 停職は、1 月以内の期間を定めて行う。

第 7 条 分限及び懲戒に関する処分の手続については、規則で定める。

(服務規律)

第 8 条 団員は、団長の招集によって出勤し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

第 9 条 団員であって 10 日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては市長に、その他の者にあつては、団長に届出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第 10 条 団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第 11 条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、若しくはその活動能率を低下させる等の集团的行動を行ってはならない。

(報酬)

第 12 条 団員には、別表に定める額の報酬を支給する。

(費用弁償)

第 13 条 団員が公務のため旅行した場合は、えびの市職員等の旅費に関する条例（昭和 42 年えびの町条例第 55 号）の規定を準用し、費用弁償を支給する。

2 団員が第 8 条の規定に基づき出勤したときは、1 回につき 2,700 円を費用弁償として支給する。

(公務災害補償)

第 14 条 団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、障害の状態となった場合は、「えびの市消防団員等公務災害補償条例(昭和 45 年えびの市条例第 34 号)」の規定によって災害補償を行う。

(退職報償金)

第 15 条 団員が退職した場合は「えびの市非常勤消防団員退職報償金の支給に関する条例

(昭和 45 年えびの市条例第 35 号)」の規定によって退職報償金を支給する。

附 則 (省 略)

別表第 1 (第 12 条関係)

区分	報酬の額		備考
団長	年額	131,000 円	年の途中において入団又は退団したときは、その在職月数に応じて月割り計算とする。
副団長	年額	95,000 円	
分団長	年額	83,000 円	
副分団長	年額	68,000 円	
部長	年額	55,000 円	
班長	年額	28,500 円	
団員	年額	27,000 円	

## 7 えびの市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 3 月 えびの市条例第 20 号

### 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金及び自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民とは、災害により被害を受けた当時、えびの市の区域内に住所を有した者をいう。

### 第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順位とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合で、死亡者の兄弟姉妹(死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)があるときは、その者
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難しいときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項第 1 号及び第 2 号の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前 3 項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第 5 条 災害により死亡した者 1 人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金の支給を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては 500 万円とし、その他の場合にあっては 250 万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第 6 条 災害の際現にその場に居あわせた者についての死亡の推定については、法第 4 条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第 7 条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第 2 条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第 8 条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

#### (災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかりそれが治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に、法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

#### (災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

#### (準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

### 第4章 災害援護資金の貸付け

#### (災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

#### (災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円

イ 住居が半壊した場合 170 万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250 万円

エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350 万円

(3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち 3 年(令第 7 条第 2 項括弧書きの場合は、5 年)とする。

(利率)

第 14 条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項、令第 8 条から第 12 条までの規定によるものとする。

## 第 5 章 雑則

(規則への委任)

第 16 条 この条例の施行に際し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (省 略)

## 8 えびの市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成 18 年 8 月 えびの市規則第 31 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、えびの市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年えびの市条例第 20 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給の手続き)

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金(以下「弔慰金」という。)を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡(行方不明者を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 市長は、市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を出させるものとする。

(支給の手続)

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金(以下「見舞金」という。)を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)別表



に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(別記様式第1号)を提出させるものとする。

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(別記様式第2号。以下「借入申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書とその被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項についての調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(別記様式第3号)を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(別記様式第4号)を借入申込者に交付するものとする。

(借用書の提出)

第9条 前条の貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した災害援護資金借用書(別記様式第5号)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)

及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第 10 条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(借用証書等の返還)

第 11 条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第 12 条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(別記様式第 6 号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第 13 条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(別記様式第 7 号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(別記様式第 8 号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(別記様式第 9 号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(別記様式第 10 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(別記様式第 11 号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(別記様式第 12 号)を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第 15 条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(別記様式第 13 号)を、市長に提出しなければ

ならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。
  - (1) 借受人の死亡を証する書類
  - (2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類
- 3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(別記様式第 14 号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。
- 4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(別記様式第 15 号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を市長に氏名等変更届(別記様式第 16 号)により届け出なければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

(委任)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、弔慰金及び見舞金の支給並びに資金の貸付けの手続きに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (省 略)

様 式 (省 略)

## 9 えびの市税条例（災害等による減免措置に関する抜粋）

昭和 42 年 3 月 えびの町条例第 18 号

### 第 1 章 総則

#### 第 1 節 通則

（課税の根拠）

第 1 条 市税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、法令その他別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

（用語）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 徴税吏員 市長又はその委任を受けた市職員をいう。
- (2) 徴収金 市税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。
- (3) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、市が作成するものに納税者の住所及び氏名又は名称並びに納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。
- (4) 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、市が作成するものに、特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものをいう。

（税目）

第 3 条 市税として課する普通税は、次に掲げるものとする。

- (1) 市民税
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税
- (4) 市たばこ税
- (5) 鉱産税
- (6) 特別土地保有税

2 市税として課する目的税は、入湯税とする。

（えびの市行政手続条例の適用除外）

第 4 条 えびの市行政手続条例（平成 8 年えびの市条例第 21 号）第 3 条又は第 4 条に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当

たる行為については、えびの市行政手続条例第 2 章及び第 3 章の規定は、適用しない。

- 2 えびの市行政手続条例第 3 条、第 4 条又は第 33 条第 3 項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第 2 条第 7 号に規定する行政指導をいう。)については、同条例第 33 条第 2 項及び第 34 条の規定は、適用しない。

## 第 5 条 削除

(条例施行の細目)

- 第 6 条 この条例実施のための手続その他その施行について必要な事項は、この条例で定めるもののほか、規則で定める。

(中 略)

(災害等による期限の延長)

- 第 18 条の 2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(不服申立てに関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以下本条中「申告等」という。)に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。

- 2 前項の指定は、市長が公示によって行うものとする。
- 3 市長は、災害その他やむを得ない理由により、申告等に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、第 1 項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、その理由のやんだ日から納税者については 2 月以内、特別徴収義務者については 30 日以内において、当該期限を延長するものとする。
- 4 前項の申請は、同項に規定する理由がやんだ後速やかに、その理由を記載した書面でしなければならない。
- 5 市長は、第 3 項に規定する期限を延長したときは、期日その他必要な事項を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。当該期限の延長を認めないときも、また同様とする。

(納税証明事項)

- 第 18 条の 3 地方税法施行規則(昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。)第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 59 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。

(納税証明書の交付手数料)

第 18 条の 4 法第 20 条の 10 の納税証明書の交付手数料は、えびの市使用料及び手数料条例(昭和 45 年えびの町条例第 3 号)の定めるところによる。ただし、道路運送車両法第 97 条の 2 に規定する証明書については手数料を徴しない。

(中 略)

(固定資産税の減免)

第 71 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

- (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
- (2) 公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。)
- (3) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産
- (4) その他特別の事情により必要があると認める固定資産

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 土地にあつては、その所在、地番、地目、地積及び価格
- (3) 家屋にあつては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格
- (4) 償却資産にあつては、その所在、種類、数量及び価格
- (5) 減免を受けようとする事由及び第 1 項第 3 号の固定資産にあつては、その被害の状況

3 第 1 項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(中 略)

(軽自動車税の減免)

第 89 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する軽自動車税を減免する。

- (1) 公益のために直接専用する軽自動車(有料で使用するものを除く。)
- (2) その他特別の事情がある者の所有する軽自動車

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 軽自動車等の種別
- (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は氏名若しくは名称
- (3) 主たる定置場
- (4) 原動機の型式
- (5) 原動機の総排気量又は定格出力
- (6) 用途
- (7) 形状
- (8) 車両番号又は標識番号

3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第90条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。

- (1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもののうち、市長が必要と認めるもの(1台に限る。)

- (2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下本項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下本項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

- (1) 減免を受ける者の氏名及び住所並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係
  - (2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢
  - (3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係
  - (4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度
  - (5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件
  - (6) 軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的
- 3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、第89条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
- 4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

- 第91条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等となった者は、市長に対し、第87条第1項の申告書を提出する際、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示(市長が、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。)をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。
- 2 法第443条若しくは第80条第3項ただし書又は第81条の2の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を提示して、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条若しくは第80条第3項ただし書又は第81条の2の規定によって、軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。
  - 3 市長は、前2項の規定により標識を交付する場合には、その標識に表示する標識番号を指定するとともに、併せて、その旨を記載した証明書を交付するものとする。
  - 4 第1項及び第2項の標識のひな型並びに前項の証明書の様式はそれぞれ規則で定めるところによる。
  - 5 第1項又は第2項の規定により交付を受けた標識は、次項の規定により返納するまでの間



は、市長の指示に従い、これを当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の車体の見易い箇所に常に取り付けていなければならない。

- 6 第1項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた後において当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等でなくなった者は、市長に対し、第87条第3項の申告書を提出する際、当該申告書に添えて、その標識及び証明書を返納しなければならない。
- 7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。
- 8 第1項又は第2項の標識の交付を受けた者は、その標識を損傷し、若しくは亡失し、又は滅したときは、直ちに、その旨を市長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識の損傷又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として実費額を納めなければならない。
- 9 第1項又は第2項の標識は、これを譲渡し、貸し付け、又は不正使用してはならない。

(中 略)

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。

- (1) 公益のために直接専用する土地
  - (2) 市の全部又は一部にわたる災害により、著しく価値を減じた土地
  - (3) 前2号に掲げる土地以外の土地で特別の事由があるもの
- 2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
  - (2) 土地の所在、地番、地目、面積、取得年月日及び取得価額並びに税額
  - (3) 減免を受けようとする事由及び前項第2号の土地にあっては、その被害の状況
- 3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(中 略)

(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)

- 第 22 条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 42 条第 3 項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第 3 項に規定する災害関連支出がある場合には、第 3 項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、平成 22 年において生じた法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の平成 24 年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。
- 2 前項前段の場合において、第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第 48 条の 6 第 1 項に規定する親族の有する法附則第 42 条第 3 項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成 24 年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。
- 3 第 1 項の規定は、平成 23 年度分の第 36 条の 2 第 1 項又は第 4 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。)に第 1 項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

- 第 22 条の 2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成 23 年法律第 29 号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。)第 11 条の 6 第 1 項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。)をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡(震災特例法第 11 条の 4 第 6 項に規定する譲渡をいう。)をした場合には、附則第 17 条第 1 項中「第 36 条」とあるのは「第 36 条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成 23 年法律第 29 号)第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第 31 条第 1 項」とあるのは「租税特別措置法第 31 条第 1 項」と、附則第 17 条の 2 第 3 項中「第 37 条の 9 の 5 まで」とあるのは「第 37 条の 9 の 5 まで(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用され

る場合を含む。）」と、附則第 17 条の 3 第 1 項中「租税特別措置法第 31 条の 3 第 1 項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第 31 条の 3 第 1 項」と、附則第 18 条第 1 項中「第 36 条」とあるのは「第 36 条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第 32 条第 1 項」とあるのは「租税特別措置法第 32 条第 1 項」として、附則第 17 条、附則第 17 条の 2、附則第 17 条の 3 又は附則第 18 条の規定を適用する。

- 2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。)に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第 23 条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第 13 条第 1 項の規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 及び附則第 7 条の 3 の 2 の規定の適用については、附則第 7 条の 3 第 1 項中「租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成 23 年法律第 29 号)第 13 条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第 41 条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」と、「法附則第 5 条の 4 第 6 項」とあるのは「法附則第 45 条第 3 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 第 6 項」と、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 13 条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第 41 条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」と、「法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」とあるのは「法附則第 45 条第 3 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」と、同条第 2 項第 2 号中「租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 13 条第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」とする。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第 13 条第 3 項若しくは第 4 項又は第 13 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 及び第 7 条の 3 の 2 の規定の適用については、附則第 7 条の 3 第 1 項中「法附則第 5 条の 4 第 6 項」とあるのは「法附則第 45 条第 4 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 第 6 項」と、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」とあるのは「法附則第 45 条第 4 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」とする。

(以下略)

附 則 (省 略)

## 10 えびの市税減免の基準に関する規則

平成 19 年 3 月 えびの市規則第 18 号

えびの市税減免の基準に関する規則(昭和 53 年えびの市規則第 12 号)の全部を改正する。  
(趣旨)

第 1 条 この規則は、えびの市税条例(昭和 42 年えびの町条例第 18 号。以下「条例」という。)及びえびの市国民健康保険税条例(昭和 42 年えびの町条例第 19 号)に規定する市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の減免に関し、その基準及び必要な事項を定めるものとする。

(市民税の減免基準)

第 2 条 市民税の減免は、次に定める基準により行うものとする。

- (1) 市民税の納税義務者が、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 12 条の規定による生活扶助を受けることとなった場合においては、当該生活扶助の開始の日以後に納期の末日の到来する税額を免除する。
- (2) 廃業、休業、疾病その他の事由により、当該年中の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)の見積額が前年の合計所得金額の 10 分の 5 以下に減少する者で、前年の合計所得金額が 400 万円以下であるものに対しては、当該事由の発生した日以後に納期の末日の到来する税額につき、次の区分により減免する。

当該年中の合計所得金額の見積額 ＼ 前年の合計所得金額	減免の割合	
	前年の合計所得金額の 10 分の 3 以上 10 分の 5 以下	前年の合計所得金額 の 10 分の 3 未満
200 万円未満であるとき。	50%	100%
200 万円以上 300 万円未満であるとき。	25%	50%
300 万円以上 400 万円以下であるとき。	12.5%	25%

- (3) 均等割の額のみを課される学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条又は第 124 条に規定する学校の学生又は生徒で、当該年度における生活状況の変化その他の事由により担税力が減じると認められるものに対しては、当該均等割の額を免除する。
- (4) 公益社団法人及び公益財団法人、地縁による団体及び特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項に規定する法人で、収益事業を行わないものに対しては、均等割の額を免除する。
- (5) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害(以下「災害」という。)により、次の事由に該当することとなった者に対しては、災害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額につき、次の区分により減免する。

事由	減免の割合
死亡したとき。	100%
法第 292 条第 1 項第 9 号に規定する障害者となったとき。	90%

(6) 納税義務者(その者の法第 292 条第 1 項第 7 号に規定する控除対象配偶者及び同項第 8 号に規定する扶養親族を含む。)の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)が当該住宅又は家財の価格の 10 分の 3 以上である者で、前年の合計所得金額(法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第 34 条第 4 項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第 314 条の 2 の規定の適用がある場合には、適用前の金額)又は法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額がある場合には、当該金額を含む。以下同じ。)が 600 万円以下であるものに対しては、災害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額につき、次の区分により減免する。

損害の程度 ＼ 前年中の合計所得金額	減免の割合	
	10 分の 3 以上 10 分の 5 未満	前年の合計所得金額の 10 分の 5 以上
300 万円未満であるとき。	50%	100%
300 万円以上 450 万円未満であるとき。	25%	50%
450 万円以上 600 万円以下であるとき。	12.5%	25%

(7) 冷害、凍霜害及び干害に伴う農作物の減収による損失の金額(当該農作物の減収額から、農業災害補償法(昭和 22 年法律第 185 号)の規定により支払われるべき農作物共済金額を控除した金額)の合計額が平年における当該農作物による収入の金額の合計額の 10 分の 3 以上である者で、前年の合計所得金額が 600 万円以下であるもの(当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が 180 万円を超えるものを除く。)に対しては、農業所得に係る市民税の所得割の額(当該年度分の所得割の額を、前年における農業所得の金額と農業所得以外の金額にあん分して得た額)について災害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額につき、次の区分により減免する

前年中の合計所得金額	減免の割合
180 万円未満であるとき。	100%
180 万円以上 240 万円未満であるとき。	80%
240 万円以上 330 万円未満であるとき。	60%
330 万円以上 450 万円未満であるとき。	40%
450 万円以上 600 万円以下であるとき。	20%

(固定資産税の減免基準)

第3条 固定資産税の納税義務者が、生活保護法第 12 条の規定による生活扶助を受けることとなった場合においては、当該生活扶助の開始の日以後に納期の末日の到来する

税額を免除する。

2 公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。)については、その専用することとなった日以後に納期の末日の到来する税額につき、次の区分により減免する。

区分	公益固定資産等	減免の割合
家屋	(ア) 自治公民館、消防団機庫その他これらに類するものの用に供する建物で地区共用のもの	100%
	(イ) (ア) の用に専用する建物で個人(法人)有のもの	100%
土地	(ウ) (ア) 及び (イ) に該当する建物の敷地の用に供する土地	100%

3 災害により被害を受けた固定資産に対して課した災害の日の属する年度分の固定資産税のうち、当該事由の発生した日以後に納期の末日の到来する税額につき、次の各号に定めるところにより減免する。

(1) 農地又は宅地等が流出、水没、埋没、崩壊等により作付不能又は使用不能となり、当該農地又は宅地等の被害面積が、当該土地の面積の 10 分の 5 以上に相当する場合においては、次の区分により減免する。

損害の程度	減免の割合
被害面積が当該土地の面積の 10 分の 8 以上であるとき。	100%
被害面積が当該土地の面積の 10 分の 5 以上 10 分の 8 未満であるとき。	50%

(2) 家屋の損害額が、当該家屋の災害前の評価額の 10 分の 2 以上に相当する場合においては、次の区分により減免する。

損害の程度	減免の割合
全焼又は全壊、半壊、埋没等により家屋の原形をとどめないとき、又は復旧不能のとき。	100%
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の評価額の 10 分の 6 以上の価値を減じたとき。	80%
屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の評価額の 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満の価値を減じたとき。	60%
下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の評価額の 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満の価値を減じたとき。	40%

- (3) 償却資産の損害額が、当該償却資産の災害前の評価額の 10 分の 2 以上に相当する  
 場合においては、次の区分により減免する。

損害の程度	減免の割合
全焼又は全壊、半壊、埋没等により償却資産が使用不能になり、取替えを必要とするとき。	100%
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該償却資産の評価額の 10 分の 6 以上の価値を減じたとき。	80%
使用目的を著しく損傷し、当該償却資産の評価額の 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満の価値を減じたとき。	60%
使用目的を損じ、当該償却資産の評価額の 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満の価値を減じたとき。	40%

- 4 公衆浴場(入浴料金が、物価統制令(昭和 21 年号外勅令第 118 号)に基づき県が指定した統制額であるものに限る。)の用に供する固定資産(土地については、法第 349 条の 3 の 2 第 1 項に規定する住宅用地以外の土地に限る。)については、当該固定資産に係る税額の 3 分の 2 を減免する。
- 5 その他特別の事情により市長が特に必要と認める固定資産については、別に市長が定める要領により減免する。

(軽自動車税の減免基準)

第 4 条 条例第 89 条第 1 項第 1 号に規定する、公益のために直接専用する軽自動車等で市長が必要と認めるものは、次の各号のいずれかに該当する事業を行う法人等が所有又は使用し、かつ、当該事業に直接使用するものとする。この場合においては、当該軽自動車等に係る税額を免除する。

- (1) 交通安全協会その他これに類する団体等が行う交通安全又は防犯活動に供するための事業
- (2) 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条第 2 項第 1 号から第 5 号までに掲げる第 1 種社会福祉事業
- (3) 社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号に掲げる第 2 種社会福祉事業のうち老人居宅介護等事業若しくは老人デイサービス事業又は老人福祉センター若しくは老人介護支援センターを経営する事業
- (4) 社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号の 2 に掲げる第 2 種社会福祉事業のうち障害福祉サービス事業又は相談支援事業
- (5) 社会福祉法第 2 条第 3 項第 5 号に掲げる第 2 種社会福祉事業のうち身体障害者福祉センターを経営する事業
- (6) 社会福祉法第 109 条及び第 110 条に規定する社会福祉協議会が行う事業



第5条 条例第90条第1項第1号に規定する、身体障害者等が所有する軽自動車等で市長が必要と認めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。この場合においては、当該軽自動車等に係る税額を免除する。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち別表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ当該中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの
- (2) 戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち別表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2に定める重度障害の程度又は同表第1号表ノ3に定める障害の程度に該当する障害を有するもの
- (3) 療育手帳の交付を受けている者のうち療育手帳の実施について(昭和48年児発第725号厚生省児童家庭局長通知)第3の1に定める重度の障害を有するもの
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表に定める1級に該当する障害を有するもの

(国民健康保険税の減免基準)

第6条 国民健康保険税は、次の表の左欄に掲げる区分に該当することとなった日以後に納期の末日の到来する税額につき、それぞれ当該右欄に掲げる割合を減免する。

区分	減免の割合
えびの市国民健康保険税条例第25条第1項第1号に該当するとき。	当該市民税又は固定資産税の減免率に準ずるものとする。ただし、第2条第2号の規定により市民税を減免された者についてはその者の所得割の額、同項第7号の規定により市民税を減免された者についてはその者の農業所得に係る所得割の額(当該年度分の所得割の額を前年における農業所得の金額と農業所得以外の金額とにあん分して得た額)、固定資産税を減免された者については当該固定資産税に係る資産割の額について適用するものとする。
えびの市国民健康保険税条例第25条第1項第2号に該当するとき。	100%
えびの市国民健康保険税条例第25条第1項第3号に該当するとき。	(1) 旧被扶養者に係る所得割額及び資産割額については、所得、資産の状況にかかわらず、これを免除する。 (2) 旧被扶養者に係る被保険者均等割額については、次の割合により、これを減免する。ただし、減額賦課5割、7割軽減該当世帯に属する旧被扶養者については減免を行わない。 ア 減額賦課非該当世帯に属する旧被扶養者：5割 イ 減額賦課2割軽減該当世帯に属する旧被扶養者：軽減前の額の3割

	<p>(3) 旧被扶養者のみで構成される世帯に限り、旧被扶養者の属する世帯に係る世帯別平等割額については、次の割合により、これを減免する。ただし、旧被扶養者が属する世帯が、減額賦課5割、7割軽減該当世帯又は特定世帯(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の7第2項第9号ロに規定する特定世帯をいう。)である場合は減免を行わない。</p> <p>ア 減額賦課非該当世帯：5割</p> <p>イ 減額賦課2割軽減該当世帯：軽減前の額の3割</p>
えびの市国民健康保険税条例第25条第1項第4号に該当するとき。	市民税を課税されない者が、第2条第5号又は第6号の事由に該当することとなった場合は、当該市民税の減免率に準ずるものとする

(減免の申請)

第7条 この規則によって市税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次の表の左欄に掲げる事由に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、第3条第2項に掲げる公益固定資産等の区分のうち地区共用のものについては、この限りでない。

事由	提出書類
第2条第1号から第3号、第5号から第7号、第6条	別記様式第1号
第2条第1項第4号	別記様式第2号
第3条第1項、第2項	別記様式第3号
第3条第3項第1号から第3号	別記様式第3号の2
第3条第4項	別記様式第3号の3
第3条第5項	別記様式第3号の4
第4条各号	別記様式第4号
第5条各号	別記様式第4号の2

2 条例第51条第2項、第71条第2項及びえびの市国民健康保険税条例第25条第1項に規定する、減免を受けようとする事由を証明する書類は、当該事由が災害によるものである場合においては、損害明細書(別記様式第5号)によるものとする。

3 減免の対象となる軽自動車等が、身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等を常時介護する者によって運転されるものである場合においては、次の各号に掲げる事由に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 運転者が当該身体障害者等と生計を一にする者で、減免を受けようとする軽自動車等を当該身体障害者等の通院、通学、通所又は生業等(職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第16条に規定する公共職業能力開発施設その他の職業訓練を行う施設において訓練を受ける場合を含む。次号において同じ。)のために専ら(生計を一にする者の家族構成、

日常生活の状況、職業等を総合的に判断し、当該身体障害者等が日常生活を営むに当たって当該軽自動車等の継続的及び不可欠な運行を要することが十分に予測される場合で、週一回以上の継続性及び反復性が認められる場合をいう。)使用する場合 軽自動車税減免申請理由証明(願)書(別記様式第6号)

- (2) 運転者が当該身体障害者等を常時介護する者で、減免を受けようとする軽自動車等を当該身体障害者等の通院、通学、通所又は生業等のために日常的に(少なくとも1年以上かつ週3日程度以上当該身体障害者等のために軽自動車等の運転を行う場合をいう。)使用又は使用することが十分に予測される場合 軽自動車税に係る常時介護証明書(別記様式第7号)
- 4 市長は、第5条各号の規定に該当する者による減免の申請があったときは、身体障害者手帳等の備考欄に、次の様式による受理証を押印するものとする。ただし、減免を受けようとする者が、当該年度において既に自動車税若しくは軽自動車税の減免を受けていると認められる場合又は当該年度において既に都道府県税事務所により自動車税の減免申請の受理証が身体障害者手帳等の備考欄に押印されている場合は、この限りでない。

軽自動車税減免申請済 車両番号 ( ) 年 月 日 えびの市
--------------------------------------

(減免の決定又は棄却)

第8条 市長は、前条各項の申請があったときは、当該申請内容につき調査及び確認を行い、減免決定通知書(別記様式第8号)又は減免申請棄却通知書(別記様式第9号)により申請者に通知するものとする。

(減免の取消)

第9条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為により市税の減免を受けた者がいる場合においては、直ちにその者に係る減免を取消すものとする。

附 則 (省 略)

別表・様式 (省 略)

## 1 1 霧島山火山対策連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 霧島山火山災害に関して、県、市町村及び関係機関の連携を確立し、避難対策をはじめ総合的な応急対策の推進を図るため、霧島山火山対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 連絡会議は、別表1に掲げる機関（以下「構成機関」という。）で構成する。

2 連絡会議にオブザーバー機関として別表2に掲げる機関を置く。

(所掌事項)

第3条 連絡会議は、第1条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 火山噴火に関する情報の収集及び分析
- (2) 避難の時期に関する提言
- (3) 避難収容活動等応急対策に関する連絡調整
- (4) 応援協力体制の確立及び推進
- (5) その他必要と認められる事項

(会長)

第4条 連絡会議に会長を置き、宮崎県危機管理局長をもって充てる。

2 会長は、連絡会議に関する事務を掌理する。

(会議の開催)

第5条 連絡会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が構成機関の中から必要な責任者の出席を求めて開催する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会長は、必要があるときに、オブザーバー機関等構成機関以外の者に出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 連絡会議の事務局は、宮崎県危機管理課に置く。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 (省 略)

別表 1 (第 2 条関係)

構成機関

宮崎地方气象台

国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所

陸上自衛隊第 43 普通科連隊

陸上自衛隊第 24 普通科連隊

航空自衛隊第 5 航空団

日本赤十字社宮崎県支部

西日本電信電話株式会社宮崎支店

九州電力株式会社宮崎支店

都城市

小林市

えびの市

高原町

都城北諸県広域市町村圏事務組合消防本部

西諸広域行政事務組合消防本部

宮崎県警察本部

宮崎県

別表 2 (第 2 条関係)

オブザーバー機関

東京大学地震研究所霧島火山観測所

(出典：平成 20 年度宮崎県地域防災計画・同資料編)

## 12 被災者生活再建支援法

平成 10 年 5 月 22 日 法律第 66 号

最終改正 平成 22 年 9 月 3 日 政令第 192 号

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- 2 被災世帯 政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるものをいう。
  - イ 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯
  - ロ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
  - ハ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
  - ニ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（ロ及びハに掲げる世帯を除く。次条において「大規模半壊世帯」という。）

### 第 2 章 被災者生活再建支援金の支給

#### (被災者生活再建支援金の支給)

第 3 条 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となった世帯の世帯主に対し、当該世帯主の申請に基づき、被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給を行うものとする。

- 2 被災世帯(被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が一である世帯(第5項において「単数世帯」という。)を除く。以下この条において同じ。)の世帯主に対する支援金の額は、100万円(大規模半壊世帯にあつては、50万円)に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額を加えた額とする。
  - 1 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 200万円
  - 2 その居住する住宅を補修する世帯 100万円
  - 3 その居住する住宅(公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅を除く。)を賃借する世帯 50万円
- 3 前項の規定にかかわらず、被災世帯が、同一の自然災害により同項各号のうち2以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、100万円(大規模半壊世帯にあつては、50万円)に当該各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、前条第2号ハに該当する被災世帯であつて政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、300万円を超えない範囲内で政令で定める額とする。
- 5 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、前3項の規定を準用する。この場合において、第2項及び第3項中「100万円」とあるのは「75万円」と、「50万円」とあるのは「37万5千円」と、第2項中「200万円」とあるのは「150万円」と、前項中「300万円」とあるのは「225万円」と読み替えるものとする。

(支給事務の委託)

- 第4条 都道府県は、議会の議決を経て、支援金の支給に関する事務の全部を第6条第1項に規定する支援法人に委託することができる。
- 2 都道府県(当該都道府県が前項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を第6条第1項に規定する支援法人に委託した場合には、当該支援法人)は、支援金の支給に関する事務の一部を市町村に委託することができる。

(政令への委任)

- 第5条 支援金の申請期間、支給方法その他支援金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

### 第3章 被災者生活再建支援法人

(指定等)

- 第6条 内閣総理大臣は、被災者の生活再建を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務(以下「支援業務」という。)を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、被災者生活再建支援法人(以下「支援法人」という。)として指定することができる。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議するものとする。
- 3 内閣総理大臣は、第1項の規定による指定をしたときは、支援法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 4 支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 5 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第7条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 1 第3条第1項の規定により支援金を支給する都道府県(第4条第1項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託した都道府県を除く。)に対し、当該都道府県が支給する支援金の額に相当する額の交付を行うこと。
- 2 第4条第1項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うこと。
- 3 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。

(費用の支弁)

第8条 支援法人は、第四条第一項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うときは、支援金の支給に要する費用の全額を支弁する。

(基金)

第九条 支援法人は、支援業務を運営するための基金(以下この条において単に「基金」という。)を設けるものとする。

- 2 都道府県は、支援法人に対し、基金に充てるために必要な資金を、相互扶助の観点も踏まえ、世帯数その他の地域の事情を考慮して、拠出するものとする。
- 3 都道府県は、前項の規定によるもののほか、基金に充てるために必要があると認めるときは、支援法人に対し、必要な資金を拠出することができる。

(運営委員会)

第10条 支援法人は、運営委員会を置くものとする。

- 2 次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。
  - 1 次条第一項に規定する業務規程の作成及び変更
  - 2 第12条第1項に規定する事業計画書及び収支予算書の作成及び変更
- 3 運営委員会は、前項に定めるもののほか、支援業務の運営に関する重要事項について、支援法人の代表者の諮問に応じて審議し、又は支援法人の代表者に意見を述べるることができる。



- 4 運営委員会の委員は、都道府県知事の全国的連合組織の推薦する都道府県知事をもって充てるものとする。

(業務規程の認可)

- 第11条 支援法人は、支援業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下この条において「業務規程」という。）を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 内閣総理大臣は、前項の認可をした業務規程が支援業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。
- 3 業務規程に記載すべき事項は、内閣府令で定める。

(事業計画等)

- 第12条 支援法人は、毎事業年度、内閣府令で定めるところにより、支援業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 支援法人は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度終了後、支援業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

- 第13条 支援法人は、支援業務に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

(秘密保持義務)

- 第14条 支援法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第7条第2号の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報告)

- 第15条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、当該業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせることができる。

(監督命令)

- 第16条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第17条 内閣総理大臣は、支援法人がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したときは、第6条第1項の指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

2 第6条第2項の規定は、前項の規定により指定の取消しをしようとするときについて準用する。

3 内閣総理大臣は、第1項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

#### 第4章 国の補助等

(国の補助)

第18条 国は、第7条第1号の規定により支援法人が交付する額及び同条第2号の規定により支援法人が支給する支援金の額の2分の1に相当する額を補助する。

(地方債の特例)

第19条 第9条第2項の規定に基づく都道府県の支援法人に対する拠出に要する経費については、地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

(国の配慮)

第20条 国は、第9条第2項及び第3項の規定に基づく都道府県の支援法人に対する拠出が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

#### 第5章 雑則

(公課の禁止)

第21条 租税その他の公課は、支援金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第22条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

#### 第6章 罰則

第23条 第14条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第24条 第15条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第25条 支援法人の代表者又は支援法人の代理人、使用人その他の従業者が、支援法人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、支援法人に対しても、同条の刑を科する。

附 則（省 略）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（被災者生活再建支援法の一部改正に伴う経過措置）

3 第2条の規定による改正後の被災者生活再建支援法第20条の2の規定は、平成23年3月11日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対して支給する被災者生活再建支援金について適用する。ただし、この法律による改正前の規定により生じた効力を妨げない。

別紙様式第7号

### 被災者生活再建支援金支給申請書

平成 年 月 日

被災者生活再建支援法人  
財団法人 都道府県会館理事長 殿

被災者生活再建支援金の支給を申請します。

申請者氏名

支給番号	〔世帯主以外の方が申請する場合はその理由：〕

I 被災時の世帯の状況について記入して下さい。

①単数世帯、複数世帯の別を○で囲んで下さい（単数 ・ 複数）

②世帯主の氏名 

	よみがな	
--	------	--

③被災した住宅の住所 

〒	
---	--

II 被災世帯の現在の住所等を記入して下さい

現在の住所	〒
電話番号	( )

III 世帯主の支援金の振込先口座を記入して下さい

金融機関名	支店名等	種別	口座番号
		普通・当座・その他	
ゆうちょ銀行	記号	番号	

IV 住宅の被害状況を○で囲んで下さい（被災日：平成 年 月 日）

被害状況 (全壊・半壊解体・敷地被害解体 ・大規模半壊・長期避難)	〔半壊解体・敷地被害解体の場合はその理由：〕
---	------------------------

(出典：被災者生活再建支援制度—事務の手引き—平成22年9月改訂—  
被災者生活再建支援法人 都道府県会館編)

V

(1) 申請する基礎支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。  
 (初めて申請される方は必ず記入してください。2回目以降は、特に必要がない限り空欄のままで結構です。)

区 分	今回申請(A)		受給済(B)		備考(添付書面等)
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
全壊	100万円	75万円			住民票 預金通帳の写し り災証明書 その他( )
解体(壊・敷地等)	100万円	75万円			
長期避難	100万円	75万円			
大規模半壊	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
申請額(A-B):					万円

(2) 申請する加算支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。

区 分	今回申請(C)		受給済(D)		備考(添付書面等)
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
建設・購入	200万円	150万円			契約書の写し その他( )
補修	100万円	75万円			
賃貸住宅 <small>※公営住宅入居者除く</small>	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
申請額(C-D):					万円

注1) 備考欄の添付書面は、該当するものを○で囲んで(その他の場合は書面名も記入して)ください。  
 注2) それぞれの支援金について、複数の「区分」に該当する場合は、それらの中の高い方の額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を「申請額」の欄に記入してください。

市区町村役場記入欄
(災害名)
_____
_____

(出典：被災者生活再建支援制度—事務の手引き—平成22年9月改訂—  
 被災者生活再建支援法人 都道府県会館編)

### 1 3 災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領

平成 18 年 6 月 15 日  
18 総食第 294 号 制定

#### 第 1 趣旨

この要領は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）が発動された場合（災害救助法が発動され救助を行う場合又は国民保護法が発動され救援を行う場合をいう。以下同じ。）における食糧管理特別会計に属する物品のうち政府倉庫、政府サイロ及び農林水産省指定倉庫（以下「倉庫」という。）に保管されている米穀、災害対策用乾パン及び乾燥米飯（以下「災害救助用米穀等」という。）の都道府県知事（以下「知事」という。）への緊急引渡手続について、必要な事項を定めるものとする。

#### 第 2 事前の協定等

- 1 地方農政事務所長（地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局長、北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長をいう。以下「地方農政事務所長等」という。）は、災害救助法又は国民保護法が発動された場合において、知事並びに災害救助法第 30 条及び国民保護法第 76 条に基づく市町村長（特別区の区長を含む。以下「市町村長等」という。）からの緊急の要請に応じて引き渡す災害救助用米穀等の引渡しに関し、あらかじめ、地方農政事務所（地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局、北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては沖縄総合事務局をいう。以下「地方農政事務所等」という。）が所在する知事との間で第 3 に定める事項のほか、市町村長等が直接要請する場合等に関する次の事項について協定を締結しておくものとする。
  - (1) 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合には、災害救助法又は国民保護法が発動された場合に当該期間中に緊急に引渡しを受ける必要のある数量の災害救助用米穀等について、地方農政事務所等において倉庫を管轄する主管課長及び地方農政事務所等の地域課長（以下「地域課長等」という。）又は倉庫の責任者（政府倉庫の物品出納官を含む。以下同じ。）に対して直接引渡しを要請することができること。
  - (2) 知事は、市町村長等が(1)により災害救助用米穀等の引渡しを受けた場合には、当該市町村長等が引渡しを受けた災害救助用米穀等の全数量について所定の価格により買い受けること。

なお、この場合の価格については、災害救助法又は国民保護法が発動された場合の

直前の政府売渡予定価格を基準として、決定することを原則とする。

- (3) 災害救助用米穀等の売買代金の延納措置（以下「延納措置」という。）については、次のとおりとし、担保及び金利は徴しないものとする。

ア 災害救助法が発動された場合

延納措置の期間については、原則として 30 日以内とする。ただし、次に掲げる要件をすべて満たす場合においては、3 ヶ月以内とする。

これらの期間については、地方農政事務所等が知事と協議の上、決定するものとする。

(7) 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと

(イ) 自衛隊の派遣が行われていること

(ウ) 知事から 30 日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、総合食料局長がやむを得ないと認めること

イ 国民保護法が発動された場合

延納措置の期間については、3 ヶ月以内とし、地方農政事務所長等が知事と協議の上、決定するものとする。

- (4) 災害救助用米穀等として引渡しを行うものは正品に限るものとし、事故品（損傷品等）の引渡しは行わないものとする。

ただし、知事又は知事若しくは市町村長等が指定する者（知事又は市町村長等が取扱業者として指定した卸売業者等をいう。以下「引取人」という。）が当該事故品の損傷等の程度が軽微であり、災害救助用米穀等として適当であると認めた場合であって、当該倉庫に在庫する正品の不足を補うため知事又は引取人からの引渡しの要請があった場合は、当該事故品を引渡して差し支えないものとする。

- 2 1の協定が成立した場合には、地方農政事務所長等は管下の地域課長等及び農林水産省指定倉庫業者に対し、知事は市町村長等に対し、それぞれその内容等を周知徹底させておくものとする。

### 第3 知事又は市町村長等に対する災害救助用米穀等の引渡し

- 1 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う場合の手続は次のとおりとする。

(1) 地方農政事務所長等は、知事から災害救助用米穀等の緊急引渡しについて要請を受け、知事に対する直接売却を決定した場合は、直ちに知事に対し延納売却を行うものとする。

この場合における売買契約の締結は、災害救助法又は国民保護法が発動に伴う応急食糧売却の売買契約書及び延納措置について（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 総合第 2911 号総合食料局長通知）に基づき、地方農政事務所等の分任契約担当官が行うものとする。

(2) 知事に対する地方農政事務所長等の災害救助用米穀等引渡事務は、荷渡指図書及び出庫証による物品の引渡要領（昭和35年4月7日付け35食糧第2232号（経理）食糧庁長官通知。以下「引渡要領」という。）に定めるところにより行うものとする。

ただし、次に掲げる場合は、地方農政事務所等の分任物品管理官（以下「分任物品管理官」という。）が発行する荷渡指図書（出庫証を含む。以下同じ。）は概数によって発行することができるものとする。

ア 災害区域の倉庫から災害救助用米穀等を出庫する場合であって正品在庫数量が不明確なとき。

イ 災害区域別に災害救助用米穀等の必要量の変動が予想されるとき。

2 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う時間的余裕のない場合の手続は次のとおりとする。

(1) 分任物品管理官と倉庫並びに地方農政事務所等において倉庫を管轄する主管課及び地方農政事務所等の地域課（以下「地域課等」という。）との間に連絡がつく場合

ア 分任物品管理官は、荷渡指図書を発行・交付して引渡しをする時間的余裕がない（荷渡指図書を交付しても、当該荷渡指図書の呈示を受けて災害救助用米穀等の引渡しを行うことが困難な場合を含む。）と認めた場合は、荷渡指図書によることなく知事又は引取人に対して災害救助用米穀等を引き渡すものとする。

イ 分任物品管理官は、アにより災害救助用米穀等を引き渡す場合は、倉庫の責任者に対し、電話又は他の通信方法により当該災害救助用米穀等の種類、等級及び数量等荷渡指図書に記載すべき事項を明確に指示するとともに、倉庫を管轄する地域課長等に対し、指示の内容を連絡するものとする。

ただし、1の(2)のただし書に掲げる事由に該当する場合は、概数による指示を行うことができるものとする。

なお、倉庫の責任者及び地域課長等は、分任物品管理官から指示のあった内容等を記録しておくものとする。

ウ 倉庫の責任者は、イの分任物品管理官の指示に基づき知事又は引取人に対して災害救助用米穀等の引渡しを行う場合は、知事又は引取人から引渡しに係る災害救助用米穀等の種類、等級及び数量等を明らかにした受領証を必ず徴するものとする。

エ 分任物品管理官及び地域課長等は、ウにより災害救助用米穀等の引渡しが行われる場合は、必要に応じ、地方農政事務所等の職員を立ち会わせるものとする。

(2) 分任物品管理官と倉庫及び地域課等との間に連絡がつかない場合

ア 市町村長等から地域課長等に対して緊急な引渡しを要請する場合

(7) 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀等の引取りを必



要とする場合は、当該地域を管轄する地域課長等（地域課長等に連絡のとれない場合は、当該地域課等の保管業務担当者である地方農政事務所等の職員。以下「保管業務担当職員」という。）に対して、文書により要請を行うものとする。

- (イ) 保管業務担当職員は、市町村長等から(ア)により要請を受けた場合であって、当該要請内容を検討の上、適当と認めた場合は、その旨を市町村長等に通知するとともに、倉庫の責任者に対して災害救助用米穀等の引渡しの指示を(1)のイに準じて行うものとする。
- (ウ) 倉庫の責任者は、(イ)による保管業務担当職員の指示に基づき災害救助用米穀等の引渡しを行うものとするが、その引渡しに際しては、(1)のウに準じて市町村長等から受領証を徴するものとする。
- (エ) 保管業務担当職員は、(ウ)により災害救助用米穀等の引渡しが行われる場合は、自ら立ち会うか又は地域課等の職員に立ち合わせものとする。

#### イ 市町村長等から倉庫の責任者に対して緊急な引渡しを直接要請する場合

- (ア) 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀等の引き取りを必要とするにもかかわらず保管業務担当職員に対して連絡がとれない場合は、倉庫の責任者に対して、文書により緊急な引渡しを要請することができるものとする。
- (イ) 倉庫の責任者は、(ア)による市町村長等の要請書に基づき災害救助用米穀等の引渡しを行うものとするが、その引渡しに際して、(1)のウに準じて市町村長等から受領証を徴するものとする。

なお、この場合、倉庫の責任者は、トラック番号その他当該引渡しの実を証する事項及び引渡時の立会者名等を記録しておくものとする。

- (ウ) 倉庫の責任者は、保管業務担当職員に対して連絡が付き次第、速やかに(イ)による災害救助用米穀等の引渡しの実及び状況等を報告するものとする。

#### ウ 市町村長等が、緊急な引渡しを要請できる災害救助用米穀等の数量は、被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し等給食に必要な数量とするものとする。

#### エ 分任物品管理官に対する地域課長等の報告

地域課長等は、ア又はイにより災害救助用米穀等の引渡しを行った場合は、速やかに分任物品管理官に対してあらかじめ分任物品管理官の定める様式により当該引渡災害救助用米穀等の日別、倉庫別の種類、等級及び数量等を報告するものとする。

#### オ 知事に対する市町村長等の報告

市町村長等は、ア又はイにより災害救助用米穀等の引渡しを受けた場合は、速やかに、知事に対して、当該引渡しを受けた災害救助用米穀等の日別、倉庫別の種類、等級及び数量等を報告するものとする。

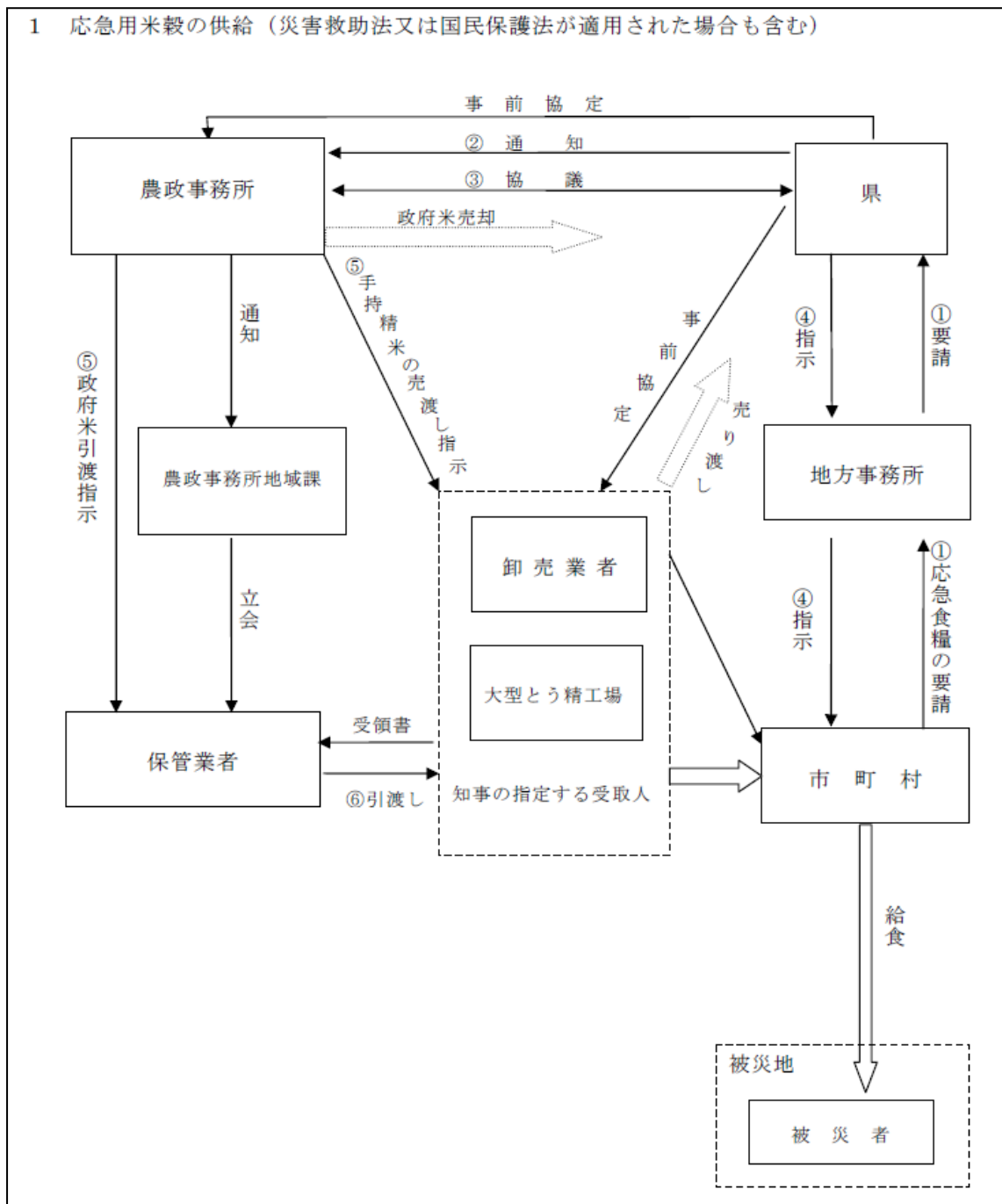
#### 第4 売買契約書の整備

- 1 分任物品管理官は、第3の1の(2)のただし書により概数による荷渡指図書が発行された場合において、実際の引渡しに応じて売買契約の内容を改定する必要がある場合又は第3の2により荷渡指図書によることなく引渡しが行われた場合は、知事と実引渡月日ごとに実引渡数量をもって、売買契約の改定又は締結を行うものとする。
- 2 分任物品管理官は、1の売買契約の締結に当たっては、知事から「日別、倉庫別買受数量明細書」を徴し、これと第3の2の(2)のエの地域課長等からの報告等を照合するものとする。

#### 第5 荷渡指図書の発行等事務整理

- 1 分任物品管理官は、第3の2により荷渡指図書を発行・交付していない場合は、速やかに第4の1により売買契約を締結した日付けで荷渡指図書を発行し、知事に交付するものとする。
- 2 1により荷渡指図書を発行・交付した場合の事務処理は、次によるほか、引渡要領の定めるところによるものとする。
  - (1) 分任物品管理官は、荷渡指図書の裏面に、引渡物品受領確認印(知事)を徴した上、荷渡通知書及び払出命令書とともに地域課長等に送付するものとする。
  - (2) 地域課長等は、(1)により送付を受けた荷渡指図書及び荷渡通知書を倉庫の責任者に回付するものとする。
  - (3) 倉庫の責任者は、(2)により荷渡指図書及び荷渡通知書の回付を受けた場合は、知事又は引取人からの受領証と照合の上、引渡報告書を作成し、これを地域課長等に提出するものとする。

【参考】 応急用米穀の供給の流れ図 (1/2)

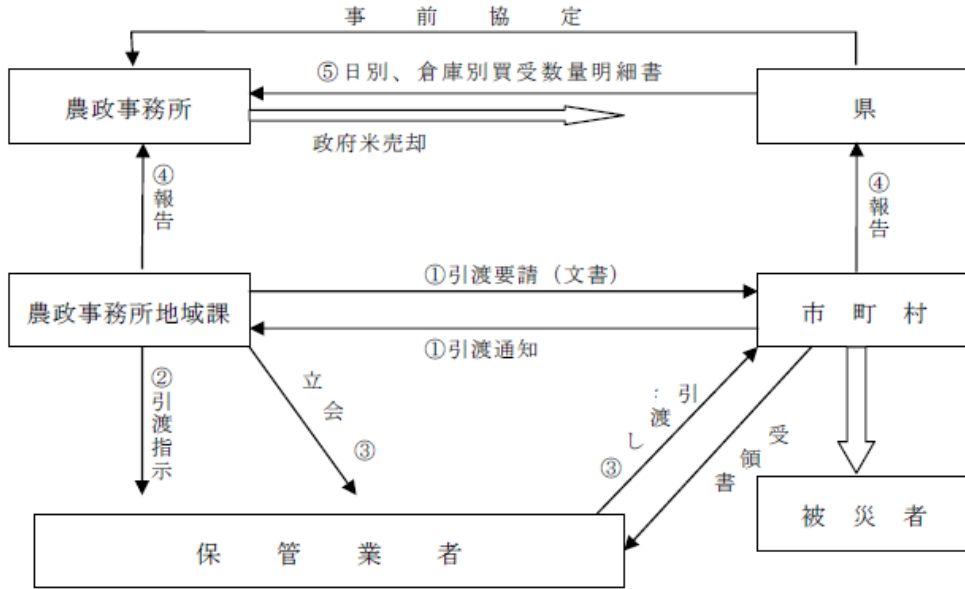


(出典：平成 22 年版 長野県地域防災計画・同資料編)

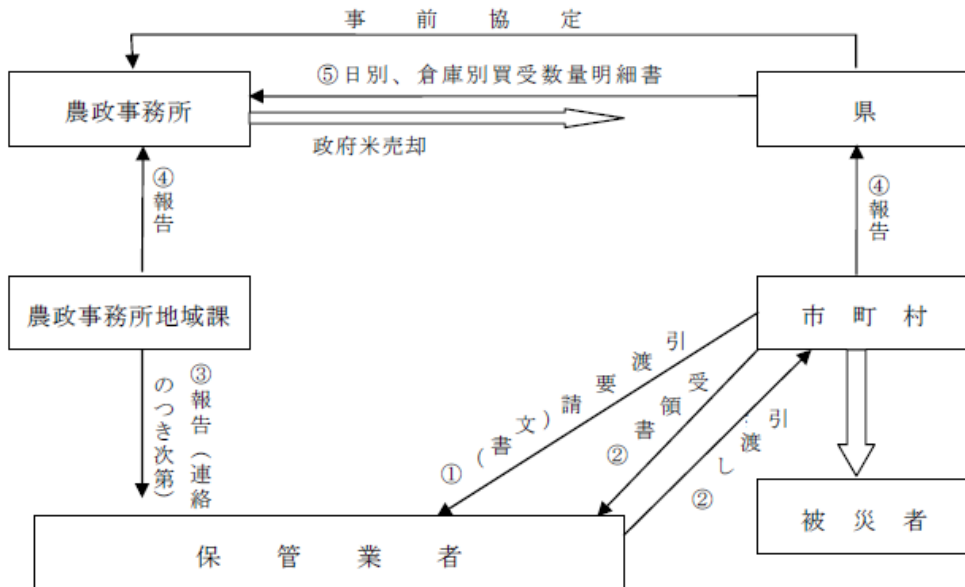
【参考】 応急用米穀の供給の流れ図 (2/2)

2 緊急措置による供給（県及び農政事務所と連絡がつかない場合）

(1) 市町村長から農政事務所地域課長に対し要請する場合



(2) 市町村長から倉庫の責任者に対し直接要請する場合



(出典：平成 22 年版 長野県地域防災計画・同資料編)

【参考】 応急用米穀の引渡し申請書の様式(例)

緊急措置による応急用米穀の引渡し申請書様式

災害救助用米穀引渡し要請書

平成 年 月 日

(長野食糧事務所 支所長) 殿  
(政府米保管倉庫業者) 殿

市町村長 氏 名 印

記

品 目  
数 量  
算出基礎

交通、通信の途絶のため、災害救助法に伴う、災害救助用米穀の引渡しを要請します。

緊急措置による応急用米穀の受領書様式

救助用米穀受領書

倉庫名	出庫月日	品名	年産	銘柄	等級	量目	包装	数量	備考

引渡し立会者名 印  
トラック等番号

上記のとおり受領しました。

平成 年 月 日  
市町村長 氏 名 印

(政府米保管倉庫業者) 殿

(出典：平成 22 年版 長野県地域防災計画・同資料編)